令和5年6月

定例会議事録

坂出市農業委員会

開催日時 : 令和5年6月20日(火) 午前8時58分~9時31分

開催場所 : 坂出合同庁舎 4階大会議室

出席委員

1 畨	富木田 好正	2 番 山	下 恭生
3番	猪熊 幸雄	4番 三	野 久米吉
5番	梶野 和幸	6番 木	下 得代
7番	山本 茂	8番 大	原 真路(会長職務代理)
9番	中村 康男(会長)	10番 宮	本 賢一
11番	吉田 宏明	12番 喜	田清己
13番	吉田 昌治	14番 川	田 一博
15番	原 武信	16番 竹	内 博文
17番	三木 洋一	18番 石	井 淑雄

欠席委員

傍聴推進委員

7番 濵﨑 鄕廣

農業委員会事務局出席者

事務局長福家浩文事務局長補佐竹村秀基事務局書記佐藤由佳事務局書記山崎貴士

議事						
第1号議案	農地法第3条許可申請	7件	田畑	5,307 902.61	m² m²	
第2号議案	農地法第4条許可申請	件	田畑		m² m²	
第3号議案	農地法第5条許可申請	4 件	田畑	3,825	m² m²	
第4号議案	非農地証明願	件	田畑		m² m²	
第5号議案	農地改良に係る届出	件	田畑		m² m²	
第6号議案	農用地利用集積計画書	15 件	田畑	24,569 14,608	m² m²	
第8号議案	「令和 6 年度 農地等利用の最適化	推進に関する。	女善意見 」	について		
報告第1号	合意解約	31 件	田畑	12,024	m² m²	

令和5年6月 農業委員会定例会 議事録

事務局長

おはようございます。定刻が参りましたので、只今より 6 月の定例会を開催いたします。

本日ご審議をお願いする案件は、第1号議案から第8号議案まで 合計 27件でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

本日は、農業委員18名中 18名全員の出席を頂いており、定例会が成立していることをご報告いたします。

それでは、坂出市農業委員会会議規定により大原会長職務代理に以後の議事進行を お願いしたいと存じます。

会長職務代理

早速ではございますが、議事に移りたいと存じます。

本日の署名委員を 11番 吉田委員さんと 12番 喜田委員さんのお二人に お願いします。

次に、今月の現地調査につきましては、10番 宮本委員さん、11番 吉田委員 さん、14番 川田委員さんと私で、6月19日(月)に実施しておりますので、後 ほど現地調査の報告をお願いしたいと存じます。

では、ただいまより議事に移らせていただきます。

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第1号議案「農地法第3条許可申請」7件についてご説明いたします。

1番と2番の譲受人は同じなためまとめてご説明いたします。

1番、・・、面積 509 m²【議案読み上げ】

2番、・・、面積 1,580 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が新規耕作目的により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

3番、・・・、面積 899 ㎡ 外1筆 計1,394 ㎡ 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

4番、・・、面積 1,228 m²【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が経営規模の拡大により譲り受けるものであります。作付予定作物は野菜で、販売を目的としています。

5番、・・、面積 345 m 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が家庭菜園として利用するため譲り受けるものであります。作付 予定作物は野菜で、自家消費を目的としています。

6番、・・、面積 325 m 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が兄より譲り受けるものであります。作付予定作物は果樹で、自

家消費を目的としています。

7番、・・、面積 325 m² 外4筆 計828.61 m² 【議案読み上げ】

本申請は、譲受人が生前贈与により譲り受けるものであります。作付予定作物は果 樹及び野菜で、自家消費を目的としています。

本日の案件7件につきまして譲受人については、農地の耕作状況、農機具の所有状況、従事期間、周辺地域との関係等、第3条第2項各号には該当しないので許可相当と考えます。

なお、今回の申請において受人反別 3000 ㎡を下回る申請は 5 件となります。 以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件のうち、4番については木下委員さんが、7番については三木委員さんが代理人として関係者でありますので、審議中は退室していただくことになります。

それでは、4番について審議を行いますので、木下委員さんには退室をお願いいた します。

(木下委員 退室)

4番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(木下委員 入室)

会長職務代理

それでは、7番について審議を行いますので、三木委員さんには退室をお願いいた します。

(三木委員 退室)

7番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

(三木委員 入室)

会長職務代理

次に、1番から3番、5番、6番について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第1号議案「農地法第3条許可申請」7件につきまして原案どおり承認とさせていただきます。

続いて、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件を議題に供します。

なお、第3号議案の4番については現地調査を実施しておりますので、10番 宮本委員さんに現地調査の報告をお願いいたします。

宮本委員

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」4番の現地調査報告をさせていた だきます。

4番、・・、面積 723 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 敷地拡張の駐車場

申請理由 譲受人は、一般産業機械等の製作、修理、販売を営む法人です。駐車場が少なく常日頃より物品搬入や回収時に車両を止める場所が少なくて困っており、会社の近くで駐車場用地を検討していました。申請地は、現在の敷地に隣接しており従業員の駐車場として効率的に利用できるため、所有者と交渉したところ合意を得られ申請に至りました。

農地の区分 農用地からの除外申請により、周辺の状況から第2種農地に該当します。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。 以上です。

会長職務代理

ありがとうございました。

ただいま宮本委員さんより現地調査の報告がございましたが事務局の補足説明を 求めます。

事務局長補佐

それでは、第3号議案「農地法第5条許可申請」についてご説明いたします。 4番につきましては、先ほどの宮本 委員さんのご説明どおりです。

1番、・・、面積 738 ㎡ 外2筆 計1,772 ㎡ 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 宅地分譲 9区画

申請理由 譲受人は不動産開発、販売等を営む法人で、本申請地周辺は宅地化が進んでいること、また、交通、買い物等の利便性が良い立地条件となっていることなどから、分譲地としての重要が大いに見込まれると判断し宅地分譲を計画したところ、今般、所有者との話がまとまったため、申請に至りました。

農地の区分 都市計画法により用途が第2種中高層住居専用地域と定められている 第3種農地に該当。

周辺農地への影響被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ

の影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

その他 開発許可の協議も進めているところである。

2番、・・・、面積 55 m 外3筆 計990 m 【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 資材置場、車両置場

申請理由 譲受人は、鉄屑等の加工、金属製品の加工、販売を営む法人です。事業 拡大に伴い製造した鉄鋼製品や事業用機器を置く場所が不足するよう になり、新たな場所を検討していたところ、申請地はインターチェンジ に近く他県配送にも便利であるため、売却を考えていた所有者と話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 都市計画により、用途が「第1種住居地域」と定められている第3種 農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地へ の影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

3番、・・、面積 340 m²【議案読み上げ】

無断転用の有無 なし

転用目的 住宅

申請理由 借り人は両親と同居をしております。この度、結婚をすることとなり自身の家を建てる機会と考えて検討していたところ、実家の近所である申請地が今後も便利であるため、父が所有する土地で話がまとまり申請に至りました。

農地の区分 周辺の状況から第2種農地に該当。

周辺農地への影響 被害防除については現況と計画書から適切であり、周辺農地への影響は少ないものと思われる。

土地改良区意見書から調整を了していると確認できる。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第3号議案「農地法第5条許可申請」4 件について、何かご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第3号議案「農地法第5条許可申請」4件につきまして原案どおり承認し、委員会の意見書を添付して県へ進達することといたします。

続いて、第6号議案「農用地利用集積計画書」15件を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは第6号議案「農用地利用集積計画書」15件についてご説明いたします。 今月は新規に農地の貸借をする案件が7件、更新が4件、再設定が4件で、そのう ち農地機構を通じた貸借が12件となっております。

以上、農用地利用集積計画書15件は、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条 第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、よろしくご審議お願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第6号議案「農用地利用集積計画書」15件について、なにかご意見・ご質問はありませんか。

(委員による審議)

各委員

【異議なし】の声あり

会長職務代理

特にご異議もないようですので、第6号議案「農用地利用集積計画書」15件につきまして原案どおりこれを受理し、処理してまいります。

続きまして今月は農政部門の議案が1件出ております。

第8号議案 県に対する「令和6年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意 見」を議題に供します。

事務局の説明を求めます。

事務局長

それでは、第8号議案「令和6年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」 について説明をさせていただきます。

本件は「農業委員会等に関する法律」第 53 条に基づき、香川県知事に対して改善意見を提出するものであります。農業委員・推進委員の皆さんに改善等のご意見要望を頂いたものを 7ページから 8ページに掲載をしております。

改善意見では、農地の相続に関すること、高齢化、担い手不足による耕作放棄地の問題が多くみられました。ご一読をお願い致します。頂いたご意見は香川県農業会議に提出を致し、常設審議委員会にて審議・検討し県知事に意見提出を致します。 よろしくお願いいたします。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、第8号議案「令和6年度 農地等利用の 最適化推進に関する改善意見」について、なにかご意見・ご質問ございませんか。

各委員

(委員による意見・質問)

会長職務代理

それでは第8号議案「令和6年度 農地等利用の最適化推進に関する改善意見」については、ただいま意見交換した内容について、ご意見を事務局の方で取りまとめて、 県農業会議に送付することといたします。

以上で、本日の農地法等許認可申請の議案の審議を終了します。

続いて、報告第1号「農地法第18条 合意解約」31件についてです。

事務局の説明を求めます。

事務局書記

それでは、報告第1号「農地法第18条 合意解約」31件についてご説明いたします。

1番、・・、面積 1,583 m²【議案読み上げ】

解約理由 労力不足

備考 農地法第3条 賃借権の解消

2番、・・、面積 1,228 ㎡【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権、使用貸借権の解消、第1号議案4番関連

3番、・・、面積 1,293 m 【議案読み上げ】

解約理由 売買目的

備考 利用権 使用貸借権の解消

4番、・・・、面積 673 m 外6筆 計2,528 m 【議案読み上げ】

解約理由 耕作目的

備考 利用権 賃借権の解消

次に5番から31番についてですが、こちらの届出は農道の拡張に伴う届出であります。こちらの届出について申し訳ございませんが、件数が多いため、各届出の説明は省略させていただきます。地番等の詳細につきましては、お手元の議案をご確認ください。

以上、農地法第18条 合意解約の届出についての説明です。

会長職務代理

ただいま事務局より説明がありましたが、報告第1号「農地法第18条 合意解約」 31件について、なにかご質問はありませんか。

(委員による確認)

各委員

【なし】の声あり

会長職務代理

特にご質問もないようですので、報告第1号「農地法第18条 合意解約」31件 を受理し、処理してまいります。

その他の案件として、事務局の方で何かありますか。

事務局長

(事務局からの連絡事項等)

会長職務代理

それでは、これをもちまして 6月の定例会を閉会致します。 長時間に亘るご審議をいただき、ありがとうございました。